

答 申 書
(答申第86号)
平成21年6月4日

1 審査会の結論

別紙1に掲げる開示請求に対し、重油地下タンクの清掃及び点検に係る決定書の写しを対象公文書として特定したことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、別紙1に掲げるとおりである。

イ 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、重油地下タンクの清掃及び点検について（平成18年9月21日及び平成18年9月28日決定）の写し（以下「本件公文書」という。）を対象公文書と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号又は同条同項第2号に規定する非開示情報に該当するとして、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

なお、本件諮問事案に係る4件の異議申立ては、同一人からの開示請求であって、「1（抜粋）見積書を受理したのは3業者分であり」との判断に至った根拠となる基礎資料（以下「本件基礎資料」という。）に係るものであることから、当審査会は、併合して審議することとした。

異議申立人は、本件処分を取り消し、本件基礎資料として調査資料及び供述調書を開示するよう求めていることから、本件公文書を本件開示請求の対象公文書としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 本件開示請求に係る対象公文書について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

異議申立人に対して行った平成20年10月2日付け健康第1871号、健康第1872号、健康第1873号及び健康第1874号決定書において、「1 北海道立衛生研究所において執行した重油地下タンクの清掃及び点検業務については、平成18年9月21日に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び財務規則（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）をいう。以下同じ。）第162条の2第6号の規定に基づき随意契約で行うこと、財務規則第165条第1項の規定に基づき見積書を徴取する業者を3者とすること、選定した業者に見積書を提出するよう通知を行うこと等を決定したものである。その結果、見積書を受理したのは3業者分であり、平成18年9月28日に受理した見積書の最低見積額の相手方と契約を締結することを決定したものである。」と判断している。

このことから、異議申立人が主張している本件基礎資料として、本件公文書を特定したものであり、また、供述調書等については作成していないことから、本件公文書以外にはないものである。

イ 当審査会としては、本件公文書は、重油地下タンクの清掃及び点検業務の契約に関し、北海道財務規則に基づいた契約方法、見積書徴取業者、選定した業者への通

知、最低見積額の相手方との契約締結等を決定しているものであることから、実施機関が主張するように、本件基礎資料となるものであり、本件開示請求の対象公文書と認められる。

異議申立人は、本件公文書の名称が、本件開示請求に係る公文書一部開示決定通知書の公文書の名称欄に記載されていることは、改ざんである旨主張するが、この名称欄には、実施機関が開示請求の対象公文書として特定した公文書の名称等を記載すべきものであり、本件においても、実施機関が対象公文書として特定した本件公文書の名称が記載されているにすぎないものであることから、これをもって改ざんとは言えない。

また、異議申立人は、判断の根拠として、調査資料及び供述調書が存在しなければならぬ旨主張するが、実施機関に調査資料及び供述調書を作成する義務があるとは言いえないことから、供述調書等については作成していなく、本件公文書以外にはないとの実施機関の主張に、特段、不自然、不合理な点があるとは認められない。

したがって、実施機関が本件開示請求の対象公文書として本件公文書を特定したことは妥当であると判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成21年 2 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号87） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成21年 2 月10日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号87） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号89） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成21年 2 月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号90） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成21年 2 月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 諮問書の受理（諮問番号93） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成21年 2 月20日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規諮問事案の報告（諮問番号89, 90, 93） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成21年 3 月 6 日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人の意見陳述 ○ 審議
平成21年 4 月13日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議
平成21年 5 月14日 （第三部会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 審議
平成21年 6 月 2 日 （第39回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申案審議
平成21年 6 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 答申

別紙 1

本件諮問事案に係る開示請求の内容

① 諮問番号87

北海道知事が「健康第1874号」、「平成20年10月2日」付けで異議申立人に対して行った「決定書」の中で、「決定の理由」として、「1（抜粋）見積書を受理したのは3業者分であり」と判断に至った、根拠となる基礎資料（調査資料、供述調書含む。）

② 諮問番号89

北海道知事が「健康第1873号」、「平成20年10月2日」付けで異議申立人に対して行った「決定書」の中で、「決定の理由」として、「1（抜粋）見積書を受理したのは3業者分であり」と判断に至った、根拠となる基礎資料（調査資料、供述調書含む。）

③ 諮問番号90

北海道知事が「健康第1871号」、「平成20年10月2日」付けで異議申立人に対して行った「決定書」の中で、「決定の理由」として、「1（抜粋）見積書を受理したのは3業者分であり」と判断に至った、根拠となる基礎資料（調査資料及び知事が担当者関係に対して、事実を確認した際の供述調書含む。）

④ 諮問番号93

北海道知事が「健康第1872号」、「平成20年10月2日」付けで異議申立人に対して行った「決定書」の中で、「決定の理由」として、「1（抜粋）見積書を受理したのは3業者分であり」と判断に至った、根拠となる基礎資料（調査資料及び知事が担当者関係に対して、事実を確認した際の供述調書含む。）